

事業名： グループホーム等事業助成費

事業費：44,520千円 所管課：福祉部障害者支援課

事業概要

【生活ホーム運営費補助】 23,347千円

身辺自立した身体障害者及び知的障害者の共同生活施設である生活ホームを運営する施設に対して運営費を補助する。(県単独補助・県 1/2、市町村 1/2)

【グループホーム運営費補助(差額補助)】 21,173千円

生活ホームからグループホーム(法定施設)に移行した施設に対して、入居者の障害区分が低いなどの理由により、障害福祉サービス報酬額が移行前の生活ホーム運営費補助額を下回る場合に差額を補助する。(県単独補助・県 1/2、市町村 1/2)

事務局の説明

<会議対象とした理由・論点>

補助を受けている生活ホーム及びグループホームの実態把握が進んでおらず、事業実施による効果と最終成果の連動が整理されていない。

現に入居者がいる状況であり、これらの施設が運営を継続していくためには、即時に事業廃止は難しいと考えられるが、運営上の課題や入居者の状況などの実態を早急に把握するとともに、将来像に掲げられたグループホームへの移行や独立採算のとれる体制の整備が達成されるよう、補助要件の段階的な絞り込み(新規入居者分を対象から除外、補助率の削減など)や達成に向けた具体的なスケジュールなど、当該事業の道筋を明確化する必要がある。

<EBPM上の課題>

事業実施が成果に結び付く(グループホームへの移行や採算のとれる運営につながる)というロジックが不明確である。

将来像として掲げる①重度障害者を受け入れるグループホームの増加(入居枠拡大)、②行政の補助を必要としない独立採算による事業運営への移行について、当該事業の実施による効果が確認できない。

担当部局の説明

<事務局の提示する課題についての説明>

生活ホームは昭和63年からの制度であり、その時から入居者がいる。現在の法制度の枠組みでサービスが全て提供されるというのが望ましい姿であるが、30年近く前から入居者に相応しい形での支援を継続している方々の存在を考慮しながらの解決となるため、施設ごとの対応が必要になる。

また、入居者が高齢化しており環境変化への対応が難しい方が増えてきているため、その点を踏まえてどのような形での対応が相応しいのか実態を調べていく必要もある。

解決までに少し時間がかかるが、丁寧な対応をしていくことで上手くいく事例も出てくるのではないかと考えている。

議事の概要

< A 委員 >

委員：生活ホームは新たな受け入れはしないという理解で良いか。

担当部局：欠員が出ると運営ができないため、入居者の入れ替わりが行われることもある。

委員：何年程度で生活ホームから法定グループホームへ移行するという見通しはあるのか。

担当部局：現状の調査を始めたばかりのため、全体像は分かっていない。

< B 委員 >

委員：市町村が生活ホームの今後やグループホームへの移行に係る現状について、どのような問題意識があるか県は把握しているのか。

担当部局：県の考え方次第という意見のほか、県が補助を止めた場合に市町村のみで倍負担して対応することはできないため、市町村だけで継続するのか突然の話で考えられないという意見が出ている。

委員：生活ホームの利用料はグループホームと比較して安いのか。

担当部局：支援区分によって高い場合と安い場合があると思われる。なお、入居者の高齢化が進み支援区分が上がることで、グループホームに移行したほうが運営側としては黒字化されるという施設も一定数存在しており、利用者優先で運営されているというのが実際の状況である。

委員：グループホームへ移行した生活ホームへの差額補助について、移行後に軽度の方の入所を優先する傾向が生まれる可能性はあるのか。

担当部局：精神障害者の方については、身の回りのことを自分で出来る場合、支援区分は軽めになる傾向があるため、運営者としての収入は少なくなる一方で、精神状態が不安定な方に寄り添って毎日声をかける、金銭管理を手伝う等人手がかかるため、実際にはこの差額補助をもって何とか運営している状況である。また、民間事業者が次々参入しており、支援区分のバランスを考慮して運営している事業所もあると思われる。

< C 委員 >

委員：他都道府県においても国の制度とは別に独自の施策を行っていると思われるため、県の施策として継続するという選択肢もあると考えるが、その点についてどのように考えているか。

担当部局：他都道府県の施策について詳細を調べられていないが、近県でも何らかの補助は行っている。現在の入居者に影響が出ない形で見直しができるか他事例を研究しながら検討する必要があると考えている。

委員：グループホームへの移行後に補助を受けている事業所がどのように補助から脱却するのか道筋や事例はあるのか。

担当部局：入居者が入れ替わるタイミングで支援区分が少し重い方と組み合わせるような形で入居バランスを取ると、補助がなくても運営できる体制に近づくかと思われる。また、報酬単価が高いタイプのグループホームへ移行するという方法も数字だけを考えた場合は可能と考えられる。補助から脱却した事例は存在するが、今残っている事業所は脱却できていないところとなるため、難しい部分があると考えている。

委員の評価及び意見

< A委員 > A (継続すべき)

生活ホームについては入居者・運営者の高齢化を踏まえて、法定グループホームへの移行に向けたロードマップを市町村と早急に協議すべき。

「昔から」という理由で漫然と実施されていないか。運営実態を把握の上、他自治体事例も参考にしてあるべき方向性を決めることが望ましい。

精神疾患者については、地域社会への復帰に向けて別の枠組みで取り組むべきではないか。その上で、本事業を中長期的に縮減していくべき。

< B委員 > A (継続すべき)

生活ホームの利用者数は限られているものの、残存する生活ホームはグループホームへの移行が困難なものが多いため、移行を無理に促進することは利用者への影響が大きい。こうした事情を踏まえれば、生活ホーム運営費補助は継続する必要性が認められる。

EBPM 調書上、中間成果は「補助金に頼らないグループホームの運営の実現」となっているが、これが生活ホーム・グループホーム運営費補助により実現されるかと言えば疑問である。補助対象事業者への丁寧な働きかけや運営ノウハウの支援が必要であろう。

県の方針として、生活ホームのグループホームへの移行とグループホーム運営費補助の削減を強く進めるのか、それとも残存する生活ホームをある程度尊重し、かつグループホーム運営費補助により移行後の利用者支援体制を支えるのかという点が明確化されるべき。

< C委員 > B (廃止又は再構築すべき)

補助事業の枠組み自体は維持するとしても、事業の目的・手段・目指す最終成果を再整理すべき。

EBPM 調書で示されたとおり、あくまで法定グループホームへの移行を目指すのであれば、例え時間がかかる想定だとしても、そこまでの道筋を明確化する必要がある。生活ホームからグループホームへの移行、グループホーム運営費補助から脱却ができたケースを洗い出し、丁寧に支援する枠組みを用意しないと、政策手段として不十分と考えられる。

移行・脱却の道筋が描けないのであれば、現行の生活ホームを許容する方向で最終成果やロジックモデルを組み立て直すことも考えられる。

有識者会議を踏まえた評価

【A (継続すべき)】

生活ホーム利用者等への影響の大きさを考慮すると本事業を即時に廃止することは困難であることは認められる。一方で、生活ホームからグループホームへの移行及び補助金に頼らないグループホームの運営が実現されるか疑義がある。

そのため、まずは生活ホームとグループホームの運営及び利用者の状況に加えて市町村の意向についても実態を把握し、現状の分析を早急に行うこと。

その上で、漫然と事業を継続するのではなく、改めて事業目的、最終成果及び目的達成に向けたスケジュールを整理し、真に効果のある取組となるよう事業内容を抜本的かつ早急に見直すこと。

【令和6年度当初予算】

予算額			
【令和6年度】		【令和5年度】	
事業費	40,485 千円	事業費	44,520 千円
うち一財	40,485 千円	うち一財	44,520 千円
評価・意見を踏まえた対応 等			
【評価・意見を踏まえた対応】			
事業レビューの考え方、補助金の縮減可能性、補助要綱の見直しについて、市町村説明会を開催するとともに、市町村の意向調査を実施した。			
【令和6年度当初予算への反映状況】			
生活ホーム利用者等への影響を考慮し、令和6年度当初予算における補助金の縮減や補助要綱の見直しなどは行っていないが、補助事業の主体である市町村と意見交換をしながら、事業者への説明も進めていく。それらの状況を踏まえて、事業の段階的な見直しなどの方針を整理していく。			
なお、事業費が令和5年度に対して減少しているのは、施設数の減や令和4年度の実績を踏まえ、より実態に即した予算額を算出したためである。			

事業概要
<p>特殊詐欺撲滅に向けた社会的気運を醸成し、被害件数の減少を図るため、特殊詐欺被害防止コールセンターによる以下の取り組みを実施する。</p> <p>①オペレーターによる県民への注意喚起架電 ②オートコールによる金融機関、コンビニへの情報提供架電 ③オートコールによる犯行使用電話への警告架電</p>
事務局の説明
<p><会議対象とした理由・論点></p> <p>特殊詐欺は犯行手口の巧妙化・多様化が進み、令和4年中の認知件数は1,387件、被害総額は29億1,971万円と、依然として深刻な状況にあり、特殊詐欺対策は県民の安心・安全の確保のため重要な事業である。</p> <p><EBPM上の課題></p> <p>アウトプットであるオペレーターによる注意喚起架電件数に対して、アウトカムである特殊詐欺被害の直接防止等に繋がった件数、いわゆる効果的事例の件数が著しく低く、費用対効果の検証の必要がある。</p> <p>防犯指導やポスターの掲示など日頃から特殊詐欺被害に関する啓発活動などが行われている中で、オートコールによる情報提供架電が金融機関等における特殊詐欺被害の水際防止にどの程度寄与しているのか、エビデンスが示されておらず、論理的な因果関係が不明確である。</p>
担当部局の説明
<p><事務局の提示する課題についての説明></p> <p>注意喚起架電を受けた世帯は1万世帯あたり6.4件の被害件数に対し、注意喚起架電を受けていない高齢者世帯は1万世帯あたり13.0件と、被害防止につながっている。</p> <p>令和4年度中の1件当たりの平均被害額210万円で、効果的事例が98件であったので、防止金額は2億580万円と試算され、予算額を上回り、費用対効果が認められる。また、警察官がコールセンター業務を実施した場合、人件費は1億6,150万円と試算され、業務委託することにより費用の抑制につながっている。</p> <p>金融機関やコンビニの水際件数にどの程度寄与しているか明確なエビデンスを示すのは難しいが、犯行電話が多い地域にある金融機関やコンビニに対して情報提供することにより、金融機関等の危機感が高まり、特殊詐欺被害防止する警戒力が上がると考えられる。</p>

議事の概要

< A 委員 >

委員：全国の都道府県警察でも同様の事業を行っているのか。

担当部局：令和 5 年度では、埼玉県を含めて 16 都府県で実施している。

委員：特殊詐欺の水際防止はもちろん重要性が認められるが、特殊詐欺をやろうとする件数を少なくするという取り組みはどのようなことをやっているのか。

担当部局：例えば SNS で行われる闇バイトの募集等に対し、県警のアカウント上で警告をしたり、削除要請をしたりしている。

< B 委員 >

委員：電話以外の媒体での警告等はやっていないのか。

担当部局：主にハローページを用いて電話をする手法を採用しているが、これはハローページに掲載されている世帯は高齢者世帯が多いと考えられるからである。また、犯罪グループから押収した名簿から直接電話をしている。

委員：架電数と成果のバランスが悪いという話があったが、電話をしても繋がらないケースも多いのではないのか。

担当部局：総架電数 84 万件に対して有効架電は 35 万件である。

委員：人手不足のこの時代にマンパワーによる手法は限界があるという印象を受けるが、SNS の活用など時世に合った新しい媒体を使った手法は考えていないのか。

担当部局：SNS を使って注意喚起をしている。基本的に特殊詐欺被害に遭わないための第一は、固定電話にかかってくる電話に出ないということ。留守番電話設定をする、もしくは防犯機能付きの電話を使用するというところを呼び掛けるため、現在は戸別訪問に重心を置いて実施してる。

< C 委員 >

委員：効果的事例・感謝事例の 98 件というのは、どのように算出しているのか。

担当部局：コールセンターの電話によって被害者にならずに済んだと警察に寄せられた件数となる。

委員：留守番電話設定の重要性という話があったが、その点を更に追求するのが実は費用対効果の高い施策のように思える。ポスター等でも留守電にしましょうという呼びかけをあまり目にしない気がするので、高齢者の方に周知・徹底する事業は考えられないか。

担当部局：その点を含めてコールセンターのオペレーターから架電先へ指導をしているところ。

委員：例えば、高齢者の方は市民向けの広報誌をご覧になるだろうと思うので、チラシや広報誌等の様々な媒体で広報するのが効果的ではないか。

委員の評価及び意見

< A 委員 > A (継続すべき)

アウトカムについて、特殊詐欺防止金額が予算額を上回っていること、コールセンター業務を民間委託せず県警が実施した場合には現状の 2 倍の経費を要することが示されており、これら試算結果のアウトカムとしての精度については議論の余地があるものの、事業の必要性・妥当性に関する一定の証左が示された。ただし、同様の事業を実施する他県とそうでない他県における特殊詐欺件数・被害額等の推移を本県のそれと比較検証することが求められる。

< B 委員 > B (廃止又は再構築すべき)

事業の趣旨は理解するが、人手が不足していく中、持続可能な防止対策が必要である。生成 AI を含む IT 技術の発展を踏まえて、従前の「電話」と「人手」に拠らない仕組みを検討してはどうか。

< C 委員 > B (廃止又は再構築すべき)

EBPM の観点から評価するのであれば、関連事業をすべて洗い出し、政策目的と手段の整合性を確認したり、取組内容や経費を横並びで比較したりするのが有効。本事業は一定の効果をもたらしているようにも見えるが、他の対策と比較して継続すべきかについては、資料からは判断が難しい。特に、費用対効果については一層の検証が必要。

有識者会議を踏まえた評価

【B (廃止又は再構築すべき)】

一般世帯への注意喚起架電は、十分な効果検証がされているとは言い難く、電話以外の他の注意喚起方法や他県の取組との比較など、費用対効果の更なる検証が必要である。

金融機関等への情報提供架電は、水際防止にどの程度寄与しているのかエビデンスが示されておらず、効果が不明確である。

有識者の意見から考えられる方向性

電話以外の他の注意喚起方法や他県の取組との比較など、費用対効果の更なる検証を行った上で、事業の廃止又は再構築を図る。

IT 技術の発展、SNS 等を利用する高齢者の増加など社会環境の変化を踏まえ、電話以外の持続可能で効果的な手法を検討する。

【令和6年度当初予算】

予算額			
【令和6年度】		【令和5年度】	
事業費	21,080 千円	事業費	81,044 千円
うち一財	10,540 千円	うち一財	40,522 千円

評価・意見を踏まえた対応 等

【評価・意見を踏まえた対応】

オペレーターによる注意喚起架電は、効果の検証が困難であることから、効果を事後検証できる仕組みを構築し、人手に拠らない効果的・効率的な注意喚起手法を検討した。

金融機関等への情報提供架電は廃止する。

【令和6年度当初予算への反映状況】

オペレーターによる一般世帯への注意喚起架電は廃止し、対象を押収名簿登載者に限定した上でオートコールにより実施する。

併せて、留守番電話設定の有無を調査し、未設定世帯には戸別訪問による防犯指導を実施する。また、再架電調査を実施することで留守番電話設定率がどの程度向上したか事業効果を検証するとともに、継続的な注意喚起を実施する。